委　託　契　約　書　（案）

１　委託業務の名称　令和８年度国立自然史博物館設立・誘致推進事業
　　広報（後期テレビ CM 等）業務

２　履　行　期　間　令和８年　月　日から令和９年３月 25 日まで

３　業 務 委 託 料　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第１項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、業務委託料に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

４　契 約 保 証 金　契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第２項に認められる場合は免除とする。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書　通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　月　日

発　注　者　　住　所　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
　　氏　名　沖縄県知事　古謝　玄太

受　注　者　　住　所
　　氏　名

（総　則）

第１条　発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）並びに仕様書に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

３　甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（共同企業体の連帯責任等）

第１条の２　乙の構成員（代表構成員及び構成員）は、本契約に基づく業務の履行及びこれに伴う一切の債務（損害賠償債務を含む。）について、甲に対し連帯してその責任を負うものとする。

２　代表企業（代表構成員）は、本契約の履行に関し、乙を代表して甲との協議、指示の受領、業務委託料の請求及び受領等の一切の権限を有するものとする。

３　甲が代表企業に対して行った通知、指示その他の行為は、乙の全構成員に対して行ったものとみなす。

４　乙は、甲の書面による事前の承認を得なければ、本契約の履行期間中、その構成員を変更し、又は脱退させることができない。

５　乙は、本契約締結に際し提出した別添協議体協定書に従い業務を履行しなければならない。乙は、甲の承認を得ずに当該協定書の内容を変更してはならない。

（委託業務実施計画書）

第２条　乙は、この契約締結後 14 日以内に仕様書に基づいて、以下の項目が記された委託業務実施計画書（様式第１号）（以下、「実施計画書」という。）を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

（１）業務内容

（２）業務工程

（３）業務執行体制

（４）経費積算内訳

２　乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該業務を実施しなければならない。

（委託業務実施計画の変更）

第３条　甲又は乙の都合により委託業務実施計画の内容を変更するときは、甲乙は事前に協議するものとする。

２　前項の協議が整った場合、乙は速やかに委託業務実施計画変更承認申請書（様式

第２号）を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。ただし、業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。

３　前項の規定による実施計画書の変更である場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。

４　甲は、乙から申請があった場合は、受理した日から 10 日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。

（計画変更等による契約変更）

第４条　甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

（１）委託業務の実施の中途において、契約金額、履行期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。

（２）著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

２　前項の変更に係る手続きについては、乙が委託業務実施計画変更承認申請書を原則として当初の履行期間の末日の 14 日前までに（前項第２号の変更にあっては、速やかに）甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。ただし、第 12 条ただし書に定める流用のときは、この限りではない。

３　前項本文の規定にかかわらず、委託業務実施計画変更承認申請書の変更の理由が経費の項目のそれぞれについて 20％を超えて流用しようとする場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。

（権利義務の譲渡等）

第５条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

第６条　乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の一部について第三者に委任し、又は請負わせる（外注・下請含む。以下「再委託」という。）場合はこの限りではない。

２　乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を再委託してはならない。

３　乙は、本契約の企画提案参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を再委託してはならない。

４　乙は、再委託するときは、原則として再委託を開始する日の 10 日前までに再委託承認申請書（様式第３号）を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

（１）事後の承認申請が認められる場合

仕様書で指定した再委託することのできる業務等の履行を再委託する場合で、事前に承認申請を行うことが困難な場合は、例外的に事後の承認申請を行うことができる。

（２）再委託承認申請を要しない場合

仕様書で指定したその他、簡易な業務の履行を再委託する場合。

国・他の地方公共団体、その他の公共団体又は独立行政法人等を委託先とする場合や、委託先がこれらの団体等に再委託を行う場合。

５　乙は、再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、承認を得て再委託を受けた者（以下「再委託者」という。）と約定しなければならない。

６　乙は、第４項により再委託した業務の履行及び再委託者の行為について全責任を負うものとし、再委託者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

７　乙が第１項から第６項までの規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は再委託者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（履行報告）

第７条　乙は、甲の要求があるときは、業務の履行状況について、甲に報告しなければならない。

（仕様書等の変更）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（一般的損害）

第９条　成果物の引渡し前に、生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

（第三者に及ぼした損害）

第 10 条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（委託業務実績報告書等の提出）

第 11 条　乙は、甲から委託業務の実施状況の報告を求められたときは、依頼を受けた日から 10 日以内に甲に提出するものとする。また、業務が完了したときは（第６条第７項、第 25 条、第 26 条又は第 27 条第２項の規定により契約が解除されたときは、その解除された日）、委託業務実績報告書（様式第４号）及び委託業務経費使用明細書（様式第５号）を作成し、成果物を添付して業務終了後 10 日以内または年度末日のいずれか早い日に甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の委託業務実績報告書に関し、必要に応じ更に詳細な説明資料等の提出を求めることができるものとする。

（委託業務の実施に要する経費の支出）

第 12 条　乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費（実施計画書変更後にあっては変更後の経費）の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費の内訳について、経費項目（人件費、直接経費、一般管理費、再委託費）のそれぞれについて 20％以内に限り、流用することができる。

（取得財産の管理等）

第 13 条　乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（土地、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。）の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を業務の実施に関係する機関が無償で使用することを認めるものとする。

２　乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（貸与財産等の弁償）

第 14 条　乙は、甲から貸与された財産を滅失又は毀損した場合は、当該取得財産等について補修、部品の取替、製造等を行うことにより、原状に回復しなければならない。ただし、甲により特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（検査及び委託の額の確定）

第 15 条　乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

２　甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、第 11 条の委託業務実績報告書の提出を受けた場合、又は通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査として、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を行わなければならない。

３　甲は、前項の検査の結果、その報告に係る委託業務が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、速やかに支払いすべき業務委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

４　前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と業務委託料とのいずれか低い額とする。

５　甲は、第３項の業務委託料の額の確定をした場合において、既にその額を超える業務委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする
６　甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）の規定に基づき定められた割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（成果物の引渡し）
第 16 条　甲は、前条の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
２　乙は、業務が前条第２項の検査に合格しないときは、修補の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

（業務委託料の支払い）
第 17 条　乙は、第 15 条に定める検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。
２　甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（概算払い）
第18条　乙は、前条の規定にかかわらず、甲が必要と認めるときは、業務委託料の概算払いを甲に請求することができるものとする。
２　甲は、前項の規定による請求があったときは、業務委託料の 10 分の 7 に相当する額を上限として概算払いをすることができるものとし、請求を受けた日から 30 日以内に支払わなければならない。

（職務発明規定の整備）
第 19 条　乙は、乙の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が委託業務を実施した結果得られた成果に係る国内外における特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利､意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定登録を受ける権利及び品種登録を受ける権利（以下「知的財産権を受ける権利」という。）並びにプログラム等を従業員等から乙に帰属させる旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業員等と締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を受ける権利及びプログラム等を従業員等から乙に帰属させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

（ノウハウの指定）
第 20 条　甲は、成果物に記載された委託業務の成果に係る知的財産権を受ける権利及びプログラム等の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能で財産的価値

があるもの（以下「ノウハウ」という。）について、甲乙協議のうえ指定し、その旨を乙に通知するものとする。
2　甲は、前項の通知をするに当たっては、甲及び乙がその指定に係るノウハウの秘匿すべき期間を明示するものとする。
3　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、次の各号に掲げる場合を除き、原則として当該事業年度の終了日の翌日から起算して５年間とする。ただし、甲及び乙が特にノウハウの秘匿の必要性が高いと認めたときは 10 年間とすることができる。
（１）委託業務を実施するため、又は自己の研究開発を行う目的のために、必要な第三者に対し、守秘義務を付して開示する場合
（２）甲が日本国政府及び甲に対する責務を遂行するため、守秘義務を付して開示する場合
4　第１項において指定したノウハウについて、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（知的財産権の帰属）
第 21 条　乙が当該委託業務を実施することにより、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出（以下「発明等」という。）を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について、乙に帰属するものとする。
2　乙は、当該委託業務に係る知的財産権に関して速やかに出願、申請等の手続きを行うものとする。
3　乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）当該委託業務に係る知的財産権に関して出願、申請等の手続きを行った場合（プログラム等の著作権（登録の申請有無を問わない。）を除く。）には、出願の日の後 60 日以内に甲にその旨を報告するものとする。
（２）甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を甲又は甲が指定する者に許諾するものとすること。
（３）当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用しないことについて、正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとすること。
4　乙は前項各号のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合には、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
5　乙は、第１項の知的財産権を第三者に譲渡又は利用許諾する場合には、第３項、第４項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定させねばならない。
6　本契約により乙あるいは第 27 条に規定する下請負人等（以下、本項において「乙

等」という。）によって作成されるすべての著作物（著作権法第２条第１項第１号に規定する著作物をいう。以下「本契約著作物」という。）の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、プログラム等の著作権（登録の申請有無を問わない。）を除き、委託金額以外の追加支払いなしに、その発生と同時に乙等から甲に譲渡され、甲単独に帰属するものとする。

７　乙は、本契約著作物について、甲および甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。また、乙は、本契約著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

８　乙は、本契約著作物及び著作物に該当しない成果物（以下、「成果物等」という。）の作成にあたり第三者が権利を有する著作物等を使用する場合、自らの責任と費用負担において、あらかじめ当該第三者から、甲が当該成果物等を自由に利用（公表、改変を含む）することについての許諾を得るとともに、甲に対して著作者人格権を行使させないための必要な措置を講じなければならない。

９　甲は、著作物に該当しない成果物の内容を、乙の承諾を要することなく自由に公表し、または改変することができる。

（業務委託料の収益納付）

第22条　乙は、委託業務実施中及び終了後一定期間内に、委託業務の成果に基づく知的財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、その収益状況を甲に報告しなければならない。

２　乙は、甲が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、甲の発する指令に従って、業務委託料の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

３　甲は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（契約不適合責任）

第23条　甲は、成果物に契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第16条第１項又は第２項の規定による引渡しを受けた日から３年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

３　第１項の規定は、成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第24条　乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない

場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。
２　前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の規定に基づき定められた割合で計算した額とする。
３　甲の責めに帰すべき事由により、第 17 条及び第 18 条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の規定に基づき定められた割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（甲の解除権）
第 25 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
（２）その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
（３）前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
２　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の 10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
３　甲は、業務が完了するまでの間は、第１項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
４　甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約解除）
第 26 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
（２）役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第 27 条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）　が、排除対象者（前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第 28 条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（乙の解除権）

第 29 条　乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

（１）第８条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

（２）甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

２　乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第 30 条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで支払遅延防止法の規定に基づき定められた割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法の規定に基づき定められた割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（個人情報の保護）

第 31 条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティの確保）

第 32 条 乙は、委託業務の実施において、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び対策

基準をはじめ、その他組織に適用されるセキュリティポリシー等を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

（労働関係法令の遵守及び調査）

第 33 条　乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

２　甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（帳簿等の整備及び保存）

第 34 条　乙は、業務委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

２　乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

（１）委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

（２）前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

３　乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後５年間保存しておかなければならない。

（存続条項）

第 35 条　甲及び乙は、履行期間が終了し、又は第６条第７項、第 25 条、第 26 条、第 27 条第２項又は第 29 条第１項の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

（１）各条項に期間が定めてある場合には、その期間効力を有するもの。

第 20 条、第 23 条第２項、第 34 条第３項

（２）各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第５条、第 13 条、第 14 条、第 21 条

（不可抗力発生時の対応）

第 36 条　不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、疫病並びにその他甲及び乙の責に帰すことのできない事由をいう。以下同じ。）が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（消費税率の改定に伴う留意事項）

第 37 条　本契約において、契約期間中途において消費税率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

（補　則）

第 38 条　この契約書に定めのない事項については必要に応じて甲乙協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第３　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第４　乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

２　乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

３　乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

（作業場所の特定・持ち出しの制限）

第５　乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2　乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

（収集の制限）

第6　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第7　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8　乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知等）

第9　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

（派遣労働者）

第10　乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2　乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第11　乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行う

ものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2　乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

⑴　再委託を行う業務の内容

⑵　再委託で取り扱う個人情報

⑶　再委託の期間

⑷　再委託が必要な理由

⑸　再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

⑹　再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

⑺　再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

⑻　再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3　乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4　乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5　乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第 12　乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2　甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3　乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4　乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5　乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6　乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13　甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2　甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14　乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15　甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第 16　甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 17　乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（注）１　「甲」は委託者（沖縄県)、「乙」は受託者をいう。

２　委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。